

第3回教育委員会定例会会議録

平成27年3月23日(月)

場所：国立市役所教育委員会室

出席委員	委員	長	山口直樹
	委員長職務代理者		城所久恵
	委員		嵐山光三郎
	委員		高橋宏
	教育長		是松昭一
出席職員	教育次長		宮崎宏一
	教育総務課長		川島慶之
	教育指導支援課長		金子真吾
	指導担当課長		三浦利信
	生涯学習課長		津田智宏
	給食センター所長		本多孝裕
	公民館長		石田進
	図書館長		森永正
	指導主事		荒西岳広
	指導主事		植木淳

国立市教育委員会

付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
陳情第1号	道徳"教科化"後の「検定教科書は3分の2以内使用でよい」、「教員は評価への注力よりも考える力の育みを」、「"愛国心"教化ノー」等につき、文科省と都教委に意見書を出して頂きたい陳情	
そ の 他 報 告 事 項	1)平成27年国立市議会第1回定例会について	口 頭 説 明
議案第13号	国立市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案について	
議案第14号	国立市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について	
議案第15号	国立市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則案について	
議案第16号	国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案について	
議案第17号	国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について	
議案第18号	国立市教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則を廃止する規則案について	
議案第19号	国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案について	
議案第20号	教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程の一部を改正する訓令案について	
議案第21号	国立市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について	
議案第22号	国立市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令案について	
議案第23号	市長の権限に属する事務の補助執行に関する協定書案について	
議案第24号	平成27年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について	
そ の 他 報 告 事 項	2)平成26年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業の報告について	

	3) 平成26年度国立市文化財指定・登録について(答申)	
	4) 市教委名義使用について(2件)	
議案第25号	国立市スポーツ推進委員の委嘱について	当日配布
議案第26号	国立市立学校医の解嘱及び委嘱について	当日配布
議案第27号	国立市立学校歯科医の委嘱について	当日配布
議案第28号	国立市立学校薬剤師の委嘱について	当日配布
議案第29号	教育委員会職員の人事異動について	当日配布
行政報告 第4号	教職員の人事異動について	当日配布
議案第30号	教育委員長の選出について	当日配布

午後2時00分開議

【山口委員長】 皆様、こんにちは。東京も午前中に、桜の開花宣言が出たということでございまして、国立でもそろそろ咲き始めるころではないかと思っております。春本番ということでございます。しかし、これから、また少し寒さが戻ってくるようなことも聞いておりますので、皆様健康に気をつけていただければと思います。

本日は、平成27年の第3回で、平成26年度としては、最後の定例会ということになります。1年間の締めくくりのご報告、新年度の準備のご報告もあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これから平成27年第3回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議録署名委員は嵐山委員をお願いいたします。

【嵐山委員】 はい。

【山口委員長】 ありがとうございます。

それでは、きょうは審議事項が多くあるのですけれども、確認をいたします。

審議に入る前に、本日の審議案件のうち、議案第25号「国立市スポーツ推進委員の委嘱について」、議案第26号「国立市立学校医の解嘱及び委嘱について」、議案第27号「国立市立学校歯科医の委嘱について」、議案第28号「国立市立学校薬剤師の委嘱について」、議案第29号「教育委員会職員の人事異動について」、それから、行政報告第4号「教職員の人事異動について」、及び議案第30号「教育委員長の選出について」は、いずれも人事案件ですので秘密会といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 では、よろしく願いします。

また、本日の審議案件のうち、初めのほうになりますけれども、議案第13号「国立市教育委員会公告規則の一部を改正する規則案について」から、議案第20号「教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程の一部を改正する訓令案について」までの八つの議案は、それぞれ関係がございまして、一括して説明を受け、ご質問の後、採決はそれぞれ個別採決とさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 続きまして、同様に、議案第21号「国立市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について」と、議案第22号「国立市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令案について」は、関係がありますので、一括して説明、質問をいただき、採決は別個採決といたしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(1) 教育長報告

【山口委員長】 それでは、審議に入りたいと思っております。

初めに、教育長報告をお受けいたします。

是松教育長。

【是松教育長】 それでは、2月24日火曜日の平成27年第2回定例教育委員会以後の教育委員会の主な事業について、ご報告を申し上げます。

2月24日火曜日に、都立高校の一般入学試験が行われております。

2月26日木曜日に、国立市議会第1回定例会が開催されました。第1回定例会は3月25日まで、会期は28日間となっているところでございます。

3月3日火曜日に、給食センター献立作成委員会を開催いたしました。

3月4日水曜日に、校長会を開催いたしました。

3月5日木曜日、この日から3月12日まで、平成27年度の国立市立各小・中学校の教育課程の届出を受け付けております。

3月9日月曜日、この日から4日間、3月12日まで、市議会の予算特別委員会が開催されております。

3月10日火曜日に、公民館運営審議会を開催いたしました。

3月12日木曜日に、副校長会を開催いたしました。

3月13日金曜日には、給食センター物資納入登録業者選定委員会を開催いたしました。

3月14日土曜日に、公民館とNHK学園高等学校の共催により、「不登校・ひきこもりの理解と支援」にかかわる講演会とシンポジウムを、NHK学園において行いました。

3月16日月曜日、市議会の総務文教委員会が開催されております。

3月17日火曜日に、社会教育委員の会を、3月19日木曜日には、図書館協議会並びにスポーツ推進委員定例会を、それぞれ開催しているところでございます。

3月20日金曜日に、国立市立中学校3校の卒業式が無事とり行われました。

今回、国立市議会の第1回定例会の状況につきましては、後ほど教育次長より報告を申し上げます。

それから、ここにはございませんが、平成26年度の事務執行状況について、年度の最後ということで、軽く触れさせていただきます。

おかげをもちまして、平成26年度の事務執行につきましては、順調に遂行しております。振り返ってみますと、子どもの教育関係では、12月にいじめ防止対策推進条例を設置し、あわせて、いじめ防止対策の基本方針を策定いたしました。中学校3校では、いじめ防止プログラムを実施し、また各小・中学校におけるいじめ防止対策の方針や組織もでき上がったところでございます。

学力向上の取り組みとしましては、放課後学習支援教室が4校においてスタートし、1年間推移いたしました。また、タブレットパソコンの導入も終わりました。ICT教育の充実を目指しているところでございます。

青少年音楽フェスティバルも初回でございましたけれども、盛況のうちに第1回を終了することができました。また、2年目となりますインクルーシブ教育システムの構築モデル事業を通しての特別教育支援の充実を行ったところでございます。

そのほか、学校教育施設の安全対策として、体育館等の非構造部材耐震化工事、あるいは環境対策として、二小の校庭全面芝生化等も、無事終了いたしましたところでございます。

生涯学習でございますけれども、社会教育施設の耐震化工事ということで、くにたち総合体育館並びに中央図書館の耐震工事も、無事終了いたしました。また、あわせて、社会教育施設の設備整備ということで、芸術小ホールの音響、照明、舞台の各設備の更新、それから、郷土文化館建物外部外周工事も、無事終了いたしましたところでございます。また、くにたちアートビエンナーレも多数の応募をいただき、すばらしい作品が選定されているところでございます。

以上、平成26年の事務執行については、ほぼ滞りなく終了いたしつつあることを、ご報告申し上げます。

引き続きまして、平成27年度の事業に向けてでございますけれども、教育課程の届出の受付が終了いたしております。これに基づきまして、新年度教育課程に向けてのスタートの準備を進めているところでございます。また、4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が施行されます。新教育委員会制度のスタートに向けての必要な例規等の整備を行っております。教育課程並びに例規整備については、本教育委員会におきまして、関連する議案等の提案、あるいは、報告をさせていただきますので、よろしくご審議願いたいと思います。

私からの報告は、以上でございます。

【山口委員長】 教育長報告をいただきました。

ご意見、ご質問、ご感想などございましたら、よろしく願います。

城所委員。

【城所委員】 感想を述べさせていただきたいと思います。

この間、いろいろと見せていただいた中で、四小の教師道場の発表がありました。そちらにも参加させていただいたのですが、こちらは、結構参観者が多かったもので、学ばれた先生にとっては、たくさんフィードバックしていただけて、貴重な場になったのではないかと思います。

それから、小学生を対象とした新入生説明会を、こしは中学で3校同時開催と、初めての模擬授業をしていただいたということで、私は、二中に行ってきました。説明会は、生徒会の子どもたちを中心となって、パワーポイントを使って説明をしてくれたのですが、その映像をつくることから、当日の準備から、全部子どもたちでしたということで、大変驚きました。語り口調も、とても小学生の子どもたちにわかりやすく、語りかけるように本当に上手に語っていただいていたので、自分たちの少し上の子が話してくれるということで、小学生の子どもたちもよく聞いていた様子が印象的でした。その後は、中学校の先生が、小学校の子どもたちに授業をしてくださったのですが、各学校ごとだったので、クラスによっては、少人数のところから、たくさんの人数というように、バラエティに富んでいたのですが、その日はちょうど、3年生の都立高校の発表日ということで、3年生の先生を除いた先生たちということで声をかけたところ、たくさんの先生が積極的に引き受けたというように聞いています。教科や内容などいろいろだったのですが、中学校の先生がとても頑張っていたという感じでした。いろいろな工夫を凝らしたり、授業の内容など、1コマ分なので何ができるかと、結構大変だったと思うのですが、とても一生懸命にやっていて、いつもと違うお顔を見せていただいたような気がします。初めての取り組みということだったのですが、小学生の子どもたちにとっても、先生方にとっても、いろいろなことをしてみたり、交流するという事は、それぞれ、自分自身も学べたり、いろいろなことを広げられたり、チャレンジにもなったり、それぞれの方でいろいろなことが試せると思うので、どんどんそういう場を活用して伸ばしていただければいいというように、見ていて思いました。

それから、三中の学習発表会にも行かせていただいたのですが、毎年見せていただいているのですが、こしはとても規模が大きくて、学校中が美術館のようになっていて、校長先生も、「だんだん手を広げたら、こんなになってしまいました」とおっしゃっていたのが印象的でした。小学校だと展覧会などいろいろとあって、見せていただける場があるのですが、中学生の作品は、そういう場がなかなかないので、今は三中だけになっているのですが、お互いに見合って貴

重な場だと思いました。その中でとても印象的だったのが、授業が家庭科だったのかわからないのですけれども、子どもたち一人一人が、自分の名前の由来や、小さなころのエピソードを書いたものを展示しているコーナーがあったのですけれども、それを中学校の先生が見ていて、思わず涙ぐんでしまう先生がいて、「今は随分体も大きくなって、ちょっと生意気になったけれども、こういう感じだったのだな」ということをおっしゃっていたり、その子が幼かったところや、両親からこのように名前をつけられたということや、なかなか見聞きすることが、中学校ではないかもしれないのですが、その子を理解する一つのいいきっかけの場面にもなっているのかなというように思いました。

それから、三中の卒業式に行かせていただきました。心身ともに、この3年間はとても大きくなるので、学ランの袖が短かったり、ブレザーが短かったりして、Yシャツの袖が出ている子たちがたくさんいたのですけれども、この3年間、いろいろと過ごしてきたのだろうという思いを感じるだけで、涙が出てきそうになるといいますか、たくさんの方が、一人一人にいろいろなことが起きて、きょうを迎えているのだろうという、入場から、もう泣いている子どもたちがいたのですけれども、いろいろな思いがあったことと思います。三中では、証書を授与する際に、先生方の配慮といいますが、合唱コンでとった音声を各クラス流して、自分のクラスの音楽がかかっただけで、女の子たちは泣いてしまうのです。もちろん、担任の先生も大泣きしている方もいたのですけれども、本当に温かい場になっている中で、証書ももらっていました。

最後の合唱のときには、もうみんな泣いて泣いてだったのですけれども、合唱の終盤に来たときには、一人一人の顔がだんだんだんだん晴れ晴れした顔に変わっていくのが、見ていて、すごいと思いました。学年がついていると、本当に一つ一つの節目を意識できるといいますか、自分たちもきっと手応えを感じて、先に進んでいくのだろうというところを見せていただきました。もうすぐ春が来て、みんな一人一人違うところでの進路を迎えると思うのですが、一人一人の人生が、この先も、本当に素晴らしいものになるといいというように思いました。

感想としては、以上です。

【山口委員長】 ありがとうございます。

ほかに、ご感想、ご質問はございますか。

高橋委員。

【高橋委員】 私は、二中の卒業式と、それから、きのうのことをお話ししたいと思います。

菜の花が咲き香る中で、「城山さとのいえ」が、きのうオープンしました。国立市の子どもたちや市民に農業を体験してもらおうという狙いから、素晴らしい施設ができました。私も、オープニングまつりに参加して、第一小学校の子どもたちの「ふるさとよ」という合唱を聞き、春風のような爽やかさに、快くなりました。この様子は、全国紙にも報道されているところです。会場にいた牧野校長先生が、「この歌は、一小の先生が昭和40年代に作詞、作曲した歌です」と説明してくれました。裏山には、ロープ渡りなどというプレイパークを設置していて、大勢の小学生が、木に登ったり、このロープのつり橋を渡ったりと、楽しそうに遊んでいました。この様子を見て、自然の中で遊ぶ驚きや感動を体験するということは、豊かな感性が育つのではないかと思います。私は、子どものころに、十分な遊びや自然体験があるかどうかということが、実は学ぶ心の根っこだというように思っています。素晴らしい施設を有効に活用していきたいと思っています。

続いて、二中の卒業式に出席しました。生徒たちの落ち着いた雰囲気の中で、とても感動的な卒業式が行われました。生徒たちは、礼儀正しく、真剣な表情をしていました。そして、在校生の姿がと

ても印象に残りました。ある調査によりますと、日本の高校生は、海外に比べて自尊感情が低いという報告があります。自尊感情とは、自分の価値を認める、生まれてきてよかったという気持ちです。この気持ちを母親が上手に育てられれば、学ぶ心も育つのではないかと考えています。その中で、二中の生徒たちの自尊感情はどうかといいますと、高いのではないかと、私は思います。例を言いますと、式場におりる階段の壁には、在校生のお祝いの言葉に呼応して、「ありがとう」というメッセージが掲示されていました。井出校長先生が、「こういうことは珍しいかもしれません」と話されていました。式が進んでいく中で、卒業生を送る言葉や、卒業生の別れの言葉の中に、ありがとうという感謝の言葉がちりばめられていたからだと思います。先生方や両親に対する感謝の気持ち、クラスメイトとの友情、先輩から後輩へ引き継がれるよき伝統を見てとることができました。最後には、先生方も参加しての「ありがとう」という曲を、全校合唱をして、感動的な卒業式の幕を閉じました。

以上で、感想を終わります。

【山口委員長】 よろしいですか。その他、いかがでしょうか。

私も、幾つも参加させていただいて、感想は皆さん承ったので、年度のまとめとして、特に中学校がそれぞれのまとめのいろいろな発表会などをやられているという感触を持ちました。すばらしいというように思いました。

年度の終わりということで、幾つかの質問と、ほかのイベントに関する報告をいただきたいのですが、一つは、今卒業式を行った中学生たちの進路の状況についてです。大まかなところで結構ですので、どのような感じかということで、大体決まったのではないかと思うのですが、何人かはまだ未定の子もいるのではないかという、少しそのあたりの様子を、把握できている範囲でよろしいので、お願いします。

それから、3月14日の土曜日に、公民館とNHK学園高等学校の共催の「不登校・ひきこもりの理解と支援」というシンポジウムで、今まさに、いろいろな問題が起こっていることの根幹をなす状況についての講演とシンポジウムで、私も列席をさせていただいたのですが、簡単な報告と反応のようなものがあれば、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、もう一つは、先ほど城所委員からもあったのですが、中学校が行った小学生対象の新入生説明会、小学校6年生からの進級の説明会、3校それぞれで行われたと思うのですが、全体としてどのような反応であったのか、特に、参加した小学校6年生たちがどのように受けとめたのかということが、もしわかれば、簡単にお願いをしたいと思います。

一つ目はどうでしょうか。まず、公民館のほうから、石田公民館長。

【石田公民館長】 3月14日に、NHK学園と公民館が共催で行った講演とシンポジウムですが、NHK学園の音楽室のほうで開催をさせていただきました。110席の机と椅子を用意したのですが、ほとんどいっぱいのごさいました。関係される方々も合わせると、非常に多くの方々にご関心いただきまして、山口委員長にもお越しいただきましたし、是松教育長にもご挨拶をいただいたところです。そのほか、多くの方々においいただきました。

第1部はNHK解説員の早川信夫さんのお話と、それから、第2部はシンポジウムということで、教育センターの西所長、公民館の職員、NHK学園の教諭、そして、たちかわ若者サポートステーションの井村さんをお招きして、シンポジウムを行いました。講演の内容では、不登校、ひきこもりも含めてですが、冒頭で、川崎の事件のお話がありまして、現代社会におけるこういったもの

は、家庭、それから、学校、自治体のみならず、地域の方々が関心を持って対処していくと。地域の方々、おじさん、おばさんというような言い方をされておりましたけれども、第三者の視点を入れて共有していくことが、大切なのではないかとということでお話をいただきました。

感想ですが、私はまだ目を通していませんのでけれども、その講演に参加された方々が最後にお話しをされたときに、やはりこういった問題を今後も地域で取り上げていくことが、一つの大きな問題の解決になるのではないかとということで、「周知を、今後も公民館から発信してください」というようなことを伺いましたので、社会教育施設として、こういった講演を引き続き実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

【山口委員長】 ありがとうございます。

私も話を聞いていて、やはり、私の中では、キーワードとしては居場所というのですか、子どもたちがいれる場所は、子どもたちにしかわからないところで、大人が考えたりということでもなくて、子どもの感性で、そういう居場所がどれくらいきちんと提供できるのか、子どもたちにあるのか、とても大きい問題にますますなってくるのではないかとということ、感想として持ちました。ありがとうございます。

では、進路について、植木指導主事、お願いします。

【植木指導主事】 市内公立中学校第3学年在学者496名中、都立高校第一次募集の……。

【山口委員長】 あまり細かくなくて、大まかなところで、都立、私立への進学、就職など、いろいろあればお願いします。

【植木指導主事】 3月3日現在の都立の第一次募集の結果が出たところでは、都立高校が298名、私立高校が156名。国立、私立を含む他県の高等学校が25名、専修学校その他で10名でした。そして、現在の時点での進路未決定者は、市内3中学校で3名となっています。

【山口委員長】 未決定の子どもたちは、私の知っている限りですと、体調的なことがあるということでしたが、それ以外に何か特徴的なことはありますか。

【植木指導主事】 1名は病気療養中ということですが、2人は不登校です。

【山口委員長】 ありがとうございます。

それから、もう一つは、小・中の連携といいますが、新入生説明会について、三浦指導担当課長、お願いします。

【三浦指導担当課長】 では、今年度から実施をいたしました、中学校における新入生説明会の様子についてなのですが、私と指導主事2名で、それぞれの学校に行ってまいりました。説明会での様子は、先ほど城所委員からも詳しくお話しいただいたところですが、今回の取り組みにつきましては、中学校の校長と中学校の生活指導主任が話し合いをして、ある程度のフレームは一緒にして、中身は各学校でということで、お話しいただいたように、生徒会の役員が学校の紹介をするというスタイル、それから、その後授業をして、その後部活を見てという大きな枠は、同じように実施をしたところでもあります。

学校によってはまだまだで、役員がかなり緊張して、かちこちになって、うまく説明ができていなかったところもあったり、とても和やかにできたところもあったりということかと思っておりますので、このあたりは、また今後の課題かというように思っております。

参加した児童等の感想については、特に把握しているところではないのですが、その後に行われ

た校長会の席で、小学校の校長先生方からは、「来年もまた、ぜひやっていただきたい」というお話をいただいていますので、おおむね成功したのではないのかと考えております。

以上です。

【山口委員長】 ありがとうございます。

私も城所委員と同じく二中に参加をして、一番びっくりしたことは、質問が七、八件か、五、六人の小学生がぱっぱっぱと手を上げて質問していたことです。これはとてもいい反応だと思います。自分の、これからすぐにくる4月以降の状況の質問に、中学生が答えるという形は、素晴らしいと思いました。

それから、二中で、ファッションショーがありまして、制服の着方、あれほどルーズに着ることも、二中の子どもたちはできるのかというくらいだらしのない格好で登場し、これはいけませんとのコメントなどありましたが、私にはとても受けました。ありがとうございました。

教育長報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(2) 陳情第1号 道徳"教科化"後の「検定教科書は3分の2以内使用でよい」、「教員は評価への注力よりも考える力の育みを」、「"愛国心"教化ノー」等につき、文科省と都教委に意見書を出して頂きたい陳情

【山口委員長】 よろしければ、次にいきたいと思えます。

陳情第1号、道徳"教科化"後の「検定教科書は3分の2以内使用でよい」、「教員は評価への注力よりも考える力の育みを」、「"愛国心"教化ノー」等につき、文科省と都教委に意見書を出して頂きたい陳情を議題といたします。

陳情者から趣旨説明をしたいという申し出をいただいておりますが、これを認めることでよろしいでしょうか。皆さん、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、暫時休憩をしまして、説明を受けたいと思えます。説明に当たっては、簡潔なご説明をお願いいたします。

それでは、移動していただいて、どうぞ。

午後2時29分休憩

午後2時38分再開

【山口委員長】 説明をいただきました。これにて、休憩を閉じて、議事に戻りたいと思えます。陳情に関して、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

是松教育長。

【是松教育長】 道徳の教科化に端を発した陳情でございますけれども、道徳の教科化について、もう一回、少し経過に触れておきますと、陳情者からも断片的にはございましたが、平成25年の2月に、教育再生実行会議の第1次提言の中で、道徳の教科化が提言されたことに端を発しております。その後、これを受けまして、文部科学省で設置しました道徳教育の充実に関する懇談会、いわゆる、「有識者会議」です。ここにおきまして、道徳教育の改善方策について検討をされて、平成25年12月に報告がされております。文部科学省は、その報告を受けまして、平成26年2月に中央教育審議会に、道徳にかかわる教育課程の改善等についてという諮問を行いまして、その諮問に関する専門的な

検討が中教審で行われて、道徳の時間を特別の教科として位置づけるというようなことを含めた提言の内容が、道徳にかかわる教育課程の改善等についての答申になっていますが、これが、平成26年10月21日に文科大臣に提出されております。文部科学省はこの答申を踏まえまして、今般2月4日に学校教育法の施行規則の一部改正の省令案と、それから小・中学校の学習指導要領の改定案を発表して、先ほど陳情があったように、現在まだパブコメをとった後で、おそらく、きょう現在では出ておりませんが、文科省の省令告示があるのではないかとこのように思います。そういった状況になっているところでございます。

既に、この教科化の問題につきましては、この有識者会議の報告が出る直前に、平成25年12月の第12回定例会に教科化をしないように、本教育委員会から文科省に提言してほしいという要望書が、同じ陳情者から要望書という形で出されておりました。その際、教科化についてどう考えるかということについては、私も意見を述べました。ある程度の意見集約も終わっております。今回は、その教科化のレールが敷かれてしまった今、文科省や都教委に、教科化のどこが心配かという声を伝えていただきたいということの陳情だということでございます。

ところが、このことも何度も陳情者には申し上げておりますが、陳情の要旨は、簡潔かつ明瞭、それから、正確、具体性を持って出していただきたいということを再三申し上げております。現に、平成25年の第12回定例会のときに、地方教育行政の国の介入許可を求める中教審の審議や文科省の施策に反対の意見書を提出いただきたいということの陳情をお出しいただきましたけれども、この際も、都合5ページにわたりまして、いろいろな陳情の中身を書きつづけているのですけれども、このときも、陳情の趣旨が非常にわかりづらいということで、あまりにも個々の項目の子細な部分の、しかも個人的な主観も含めた意見が多過ぎるということで、もう少し陳情については、具体的内容、理由を示してくださいということをお願い申し上げたのですけれども、今回もそれと似たような陳情の形式、様式になっているということが、非常に残念なところでございます。

これだけ、具体的には危惧することということで、今、るる1～9までおっしゃられたのですけれども、どの意見をどの機関に出すかということが、まずは不明でございます。陳情の表題は、「文科省と都教委に意見書を出していただきたい」ということですが、1から9の項目全てを、文科省、都教委に出すということであれば、少なくともそのほとんどは、陳情者からは一度も指摘がありませんでしたし、都教委にも出してほしいという話もありませんでした。

つまり、文科省には、出してほしいということはおわかりなのですが、陳情内容は、都教委と文科省に出してということになっているのです。しかし、少なくとも、都教委へ、都教委の権限外のことについて出すということは、あまりにも適切ではないというように思います。また、個々の項目についても、陳情者の思い、考えはわかりますが、いわゆる、その懸念事をひたすら書きつづけているだけで、もう少し、その具体性を持った内容について、具体的な意見としてこういう意見でお願いしたいのだということを出してもらわないと、これを私どもが集約して、言葉を変えて出すということには、ニュアンスが取り違えられているというようなことも指摘されかねませんので、それもできません。

るる申し上げましたけれども、以上、本陳情は、陳情内容に正確性や具体性を欠くということ、また、陳情の体をなしていないのではないかと、直接的に申し上げればそういうことになりますので、不採択と考えます。

以上です。

【山口委員長】 是松教育長から、ご意見をいただきました。ほかにいかがでしょうか。

私も、非常に読みにくくて、大変でございました。先ほどご説明を受けても、行ったり来たり行ったり来たり、これは正直言いまして、少し厳しいです。

【高橋委員】 私も、教育長と同意見です。

【山口委員長】 よろしければ、採決に入りたいと思います。

採択するかどうかの採決になりますけれども、本陳情は、不採択とすることで、皆様よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 陳情第1号、道徳"教科化"後の「検定教科書は3分の2以内使用でよい」、「教員は評価への注力よりも考える力の育みを」、「"愛国心"教化ノー」等につき、文科省と都教委に意見書を出して頂きたい陳情は、不採択とさせていただきます。

議題(3) その他報告事項 1)平成27年度国立市議会第1回定例会について

【山口委員長】 よろしければ、次に移ります。

次に、その他報告事項1、平成27年国立市議会第1回定例会についてに移ります。

宮崎教育次長。

【宮崎教育次長】 それでは、平成27年国立市議会第1回定例会について、ご報告申し上げます。本定例会は、平成27年2月26日から28日間の会議で開催されております。

初日の本会議では、平成27年度国立市一般会計予算案等、市長提出議案29件と、議員提出議案1件、陳情8件が提出され、即決案件1件を除き、各常任委員会及び予算特別委員会に、それぞれ付託されました。

2月28日土曜日には、市長施政方針表明に対する会派代表質問が行われました。

3月5日には、平成26年度国立市一般会計補正予算第8号案等、市長提出議案4件が追加提出され、各常任委員会に、それぞれ付託されました。

3月2日から5日までの4日間は、一般質問が行われました。20名の議員が一般質問を行い、このうち、15名の議員から教育にかかわる質問がありました。

維新の党・生方議員より、市直営・関連施設での業務委託について、みらいのくにたち・望月議員より、国立市と大学との連携について、国立市と市内高等学校との連携について、新しい風・藤江議員より、公共施設の環境改善について、つむぎの会・池田議員より、教育水準・体力向上に向けて、さらなる対策を問う、通学路の安全対策と子どもたちへの指導について、学校トイレの洋式便器設置が進まないのはなぜか、民主党・稗田議員より、国際交流の現状と課題について、アフタースクールサポートの現状と今後について、生涯学習の現状と今後について、こぶしの木・上村議員より、「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」をしている国立にふさわしいインクルーシブ教育になっているか、図書館・公民館図書室の運営規則の変更について、自由民主党・明政会・東議員より、学校施設設備について、児童生徒のネットトラブルについて、共産党・高原議員より、少人数学級の実施は今後どのようになるのか、市の対応について問う、いじめ問題の対策について、自由民主党・明政会・石井議員より、3月15日開催のくにたち童謡歌唱コンクールについて、共産党・長内議員より、国立尽くし給食の成果と今後の方向は、生活者ネット・前田議員より、学校給食センターの建てかえについて、教育の右傾化について、公明党・小口議員より、小中学校非構造部材耐震対策事業に

ついて、公立小中学校のトイレの洋式化について、共産党・尾張議員より、文教都市の玄関として駅前図書館を、公明党・中川議員より、通学路の防犯カメラの設置に関し、事業内容とその進捗状況について、生活者ネット・阿部議員より、不登校・いじめ問題は対処より予防策を、インクルーシブ教育のあり方、以上の質問がありました。

3月9日から12日までの4日間は、予算特別委員会が行われ、平成27年度の各会計予算案が審査されました。

なお、平成27年度国立市一般会計予算について、元市長に対する高額請求訴訟に関する経費の執行凍結を求める付帯決議案が、6人の委員より提出されました。この関連を含め、3月12日に2件、16日に2件、17日に1件の議員提出議案が、追加提出されました。

3月16日に総務文教委員会が、17日に建設環境委員会が、18日に福祉保健委員会が開催され、本会議からの付託案件が審査されました。

あす3月24日に、最終本会議が開催され、委員会で審査された市長提出議案及び議員提出議案は、全て原案可決となる見込みであると考えてございます。

以上、平成27年国立市議会第1回定例会の報告でございます。

以上でございます。

【山口委員長】 市議会報告をいただきました。

ご質問、ご感想などはございますか。

もう1日か2日で、議会が終了ということ承っておりますけれども、幾つか、教育に関しても、施策説明などのご質問が出たということでございました。

議題(4) 議案第13号 国立市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案について

議題(5) 議案第14号 国立市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について

議題(6) 議案第15号 国立市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則案について

議題(7) 議案第16号 国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案について

議題(8) 議案第17号 国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について

議題(9) 議案第18号 国立市教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則を廃止する規則案について

議題(10) 議案第19号 国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案について

議題(11) 議案第20号 教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程の一部を改正する訓令案について

【山口委員長】 それでは、次に、議案に移りたいと思います。

議案を、一遍にご説明いただきます。

まず、議案第13号、国立市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案について、議案第14号、国立市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について、議案第15号、国立市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則案について、議案第16号、国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案について、議案第17号、国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について、議案第18号、国立市教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則を廃止する規則案について、議案第19号、国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案について、及び議

案第20号、教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程の一部を改正する訓令案についてを、一括議題といたしたいと思います。

川島教育総務課長、お願いいたします。

【川島教育総務課長】 それでは、議案第13号、国立市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案についてから、議案第20号、教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程の一部を改正する訓令案についてまでを、一括説明いたします。

当関連議案につきましては、平成27年4月に行われる教育委員会制度改革に伴い、関連例規の改正等を提案するものでございます。

概要といたしまして、全ての例規に関連することは、大きく3点でございます。地方教育行政法の改正により、同法に新たに追加される条文、削除される条文等があるため、条文が条ずれを起こしているということに伴う参照条文の改正と、教育委員長と教育長が一本化され、新教育長になることに伴う「委員長」の表記を「教育長」に改める改正、また、地方教育行政法において、現教育長の任期中は、一部旧制度を適用する経過措置を設けておりますので、国立市の例規においても、附則において一部経過措置を規定しております。その他、文言の整理、考え方の整理等をしております。

まず、議案第13号、国立市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案についてでございます。議案を2枚おめくりいただき、A4横書きの新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前となっております。改正を行った部分に、アンダーラインを引いております。第1条は、先ほどご説明したとおり、法改正に伴う参照条文の変更でございます。第2条第2項につきましては、「委員長」を「教育長」に改める改正です。議案第13号は、以上となります。

続きまして、議案第14号、国立市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案についてでございます。3枚おめくりいただき、新旧対照表をお開きください。表は4ページにわたりますが、「委員長」を「教育長」に改める部分がほとんどで、表をごらんいただければおわかりになるかと思っておりますので、それ以外の部分を、ご説明いたします。

まず、新旧対照表1ページ目。下部中央に「1/4」と書かれているページでございますが、第2条第2項に定足数に関する規定を追加しております。これは、直接制度改正に関連するものではございませんが、これまでなかったもので、必要な規定を改めて整備をするものです。続きまして、3カ所ほどあります。「出席委員」を「出席者」に改める改正です。「2/4」ページ下段の第14条前段及び第15条の後段、また、「3/4」ページ下段の第21条第2号が関連となります。これは、制度改正により、これまで教育委員の一員であった教育長が、教育委員とは別の特別職になることとなりますが、教育長を含む現規定の意味合いを維持するため、「出席委員」の表記を「出席者」に変更するものです。第21条第3号の改正も、その関連による文言整理となります。

「3/4」ページをごらんください。第2章の第17条でございます。まず、委員長の職がなくなることから、委員長の規定を削除します。また、従来の「委員長職務代理者」のかわりに「教育長職務代理者」を置く必要があることから、規定の整理をしております。次の第18条も、職務代理者の表記の変更となっております。同ページの第20条第1項後段は、「委員長」と「教育長」の一本化に伴う文言の整理となります。

続きまして、議案第15号、国立市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則案についてです。議案を2枚おめくりいただき、同じく新旧対照表をごらんください。こちらは全て、「委員長」を「教育長」に置きかえる改正でございます。

続きまして、議案第16号、国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案についてでございます。2枚おめくりいただき、新旧対照表をごらんください。第1条は、法改正に伴う参照条文の変更でございます。新旧対照表の「3 / 6」ページをごらんください。中段第5条に、第20号を新設しております。これは、後ほどの議案でご審査いただきますが、制度改正に伴い、市長が新たに設置する総合教育会議に係る事務を、教育委員会が補助執行するための改正でございます。「6 / 6」ページをごらんください。第6条を削除し、以降の条を繰り上げる改正でございます。これは、制度改正により、教育長職務代行者が廃止されることに伴う改正でございます。

続きまして、議案第17号、国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案についてでございます。議案を2枚おめくりいただき、新旧対照表をごらんください。第1条及び第2条第5号は、法改正に伴う参照条文の変更でございます。「2 / 3」ページ下段の第5条でございますが、制度改正に伴い、教育長報告が法律上明文化されたことにより、規則上においても、教育長報告を規定するものでございます。

次に、議案第18号、国立市教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則を廃止する規則案についてでございます。こちらにつきましては、先ほどの議案第16号でご説明したとおり、教育長職務代行者が廃止となるため、規則自体を廃止するものです。

続きまして、議案第19号、国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案についてでございます。こちらにつきましては、議案送付後に調整させていただいた箇所がございまして、本日差しかえを配付させていただいております。まことに申しわけございません。

それでは、差しかえ後の議案を4枚おめくりいただき、新旧対照表の「3 / 7」ページをお開きください。下段の別表でございますが、まず、教育委員長の廃止に伴い、右側旧第2号の国立市教育委員会委員長印を削除しております。1枚おめくりいただき、「4 / 7」ページ、左側第2号に、国立市教育委員会教育長印を新設しております。これにつきましては、右側旧別表の第4号に、国立市教育長印がございましたが、従来より、公文書等においては、国立市教育委員会教育長の名称で発出をしておりましたので、名称の整理を行うとともに、公印のサイズを大きくしております。また、先に出了ました委員長職務代理者が廃止され、教育長職務代理者が創設されることに伴い、別表第3号においても公印の変更を行っております。また、同じページの右側、旧第5号の国立市教育長職務代行者印について、やはり、教育長職務代行者の職の廃止に伴い、公印を廃止します。それ以下の別表の公印については、先の二つの公印が廃止されることに伴い、号数を2号ずつ繰り上げる改正を行っております。

同じ議案をお戻りいただきまして、新旧対照表の「1 / 7」ページをごらんください。中段第2条第2項において、公印の材質を定めておりますが、ご説明しましたとおり、教育長印と校長印の号数が変更になっておりますので、号数を変更する改正及び文言の整理をしております。

最後に、議案第20号、教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程の一部を改正する訓令案についてでございます。2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。こちらの改正は、第1条における参照条文の変更のみとなります。

大変長くなりましたが、ご説明は以上となります。

ご審議のほどを、よろしく願いいたします。

【山口委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

議案第13号から第20号まで、合計八つの議案を一括して、今ご説明いただきました。全体を一括

して、それぞれご質問があれば承ります。

教育委員会の制度改革に伴う語句等を合わせるという形の改革だというふうに受けとめています。非常に細かく見なければいけないので、事務方は大変だったのではないかと思います。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、一つずつ採択をさせていただきます。

採決に入りたいと思います。

初めに、議案第13号、国立市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案について、皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第13号、国立市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案については、可決といたします。

続きまして、議案第14号、国立市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第14号、国立市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案については、可決といたします。

続きまして、議案第15号、国立市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則案について、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第15号、国立市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則案については、可決とさせていただきます。

続きまして、議案第16号、国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案について、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第16号、国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案については、可決といたします。

続きまして、議案第17号、国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第17号、国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案については、可決といたします。

議案第18号、国立市教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則を廃止する規則案について、これも、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第18号、国立市教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則を廃止する規則案については、可決といたします。

続きまして、議案第19号、国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案について、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第19号、国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案については、可決といたします。

最後になりますが、議案第20号、教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程の一部を改正する訓令案について、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第20号、教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程の一部を改正する訓令案については、可決といたします。

議題(12) 議案第21号 国立市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について

議題(13) 議案第22号 国立市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令案について

【山口委員長】 続きまして、議案第21号、国立市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について、及び議案第22号、国立市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令案についてを、一括議題といたします。

金子教育指導支援課長。

【金子教育指導支援課長】 それでは、議案第21号、国立市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について、並びに議案第22号、国立市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令案について、一括してご説明いたします。

この改正は、東京都教育委員会が任命する非常勤職員制度の見直しにより、平成27年4月1日から、一般非常勤職員制度が施行することに伴う、勤務規程並びに兼業、兼職に関する規程の一部改正となります。

それでは、第21号案の3枚目をご覧ください。こちらは、新旧対照表で、常勤の職員に加えて法令で規定する非常勤の職員を、新たに加えております。裏面につきましては、今回の改正に際しまして、実態に即して、既に項目から除外されている本籍のある都道府県名の文言を、今回一緒に削除させていただきました。第21号案については、以上でございます。

続きまして、第22号案、同じく3枚目の新旧対照表をご覧ください。こちらも、常勤の職員に加えて、法令で規定する非常勤職員の内容を加えております。裏面につきましては、規程条項について直したものでございます。

これらの改正によりまして、地方公務員法の適用を受け、任用報酬、休暇制度、休業制度などが、常勤の職員と等しくなり、今後ますます複雑化する多くの課題に対して、多様な人材の活用を促進することを趣旨とする改正でございます。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほどを、よろしく願いいたします。

【山口委員長】 ご説明をいただきました。ご意見、ご質問などございますか。

非常勤職員の方も働き場を、しっかりと確立されるという働き方ですね。そういうことだと思います。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 では、一つ一つ採決に入りたいと思います。

初めに、議案第21号、国立市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第21号、国立市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案については、可決といたします。

続きまして、議案第22号、国立市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令案について、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第22号、国立市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令案については、可決といたします。

議題(14) 議案第23号 市長の権限に属する事務の補助執行に関する協定書案について

【山口委員長】 続きまして、議案第23号に移りたいと思います。議案第23号、市長の権限に属する事務の補助執行に関する協定書案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

【川島教育総務課長】 それでは、議案第23号、市長の権限に属する事務の補助執行に関する協定書案について、ご説明申し上げます。

こちらにつきましては、先ほど、例規改正のご説明の中でも触れさせていただきましたが、教育委員会制度改正により、4月以降、市長と教育委員会による協議調整の場として、総合教育会議が設置されることとなります。総合教育会議については、市長が設置するものであることから、市長部局において事務局を担うことが原則ですが、地方自治法第180条の2に基づき、総合教育会議に関する事務を教育委員会が補助執行することについて、協議し、協定を結ぶことを提案するものです。

議案を1枚おめくりください。協定書案の具体的内容について、ご説明いたします。

第1条において、市長が教育委員会事務局職員に総合教育会議に関する事務を補助執行させる旨を規定しております。第2条において、教育委員会が補助執行する事務の執行については、市長が定める関係規定に基づき行う旨を定めております。

本定例会で協議が整った場合、市長部局において、補助執行に関連する例規の整備を行うこととなります。

説明は、以上となります。

ご審議のほどを、お願いいたします。

【山口委員長】 説明をいただきました。

私から一つ確認の質問です。これは、市長部局が総合教育会議を新しく始めるということで、それを市長部局でやるということもあり得るけれども、こちら、教育委員会でこの事務執行をしていくということで国立市においては、そういう選択肢をとっていくということが前提としてのお話かと思うのですが、何か、教育長から補足はありますか。

是松教育長。

【是松教育長】 総合教育会議そのものは、市長が開催するということになっております。総合教育会議の中で扱うものは、市長の教育大綱に関する事。それから、各地域の教育課題に関する協

議、調整。それから、万が一、児童・生徒の身体、生命の安全に支障が生じるような緊急の事態が起きた場合に、緊急に、教育委員会と市長でその対応を協議するというような内容が、総合教育会議の大きな三つの柱となっております。

基本的に、市長が主催するものですから、本来ですと、市長部局でその事務を持つということが考えられるのですが、法解釈上は、あえて市長部局でなくても、補助執行あるいは委任というような形で、教育委員会側がそれを受け持ってもいいということになっております。私どもも、市長と何度かお話しをさせていただく中で、現国立市長としては、市長部局に置くよりも、やはり教育の内容によく精通した教育委員会がその事務をとっていただくほうが、市長としてもふさわしいと思う。また、市長が、必要以上に権限を自分のところで一方的に振るうことがないように、将来を見据えて、事務局は、まずは教育委員会のほうで仕切ってほしいという市長からの考えもいただきました。そうした中で、私どもも、教育委員会の事務局において、補助執行によって総合教育会議の事務を行っていきこうということで、今回、提案させていただいています。

具体的に申し上げますと、例えば、総合教育会議の開催に当たっては、総合教育会議は公開で行うことになっておりますので、当然ながら、会議の日時を市報等によって通知を行う。それから、会議の場所を設定する。それから、会議中の関連資料について、必要な資料を作成しておく。また、会議の内容についても議事録を作成する。これは、おそらく全文筆記の議事録を作成するというのと、それを公表しなさいということになっておりますので、しかるべき方法によって公表するという事務が生じてくるのですが、今、教育委員会で行っている事務とそれほど大きく変わらない事務ですし、そのノウハウを、私ども事務局のほうも持っておりますので、教育委員会で事務を補助執行していくという形になるということで、協定していきたいということでございます。

補足は、以上です。

【山口委員長】 ありがとうございます。

ほかに、ご質問等はございますか。

いよいよ、制度の改正が、目の前に迫ってきたということを実感させられる事柄が、出てきております。心を引き締めて、受けとめていくということが必要であると思えます。

それでは、採決に入りたいと思えます。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第23号、市長の権限に属する事務の補助執行に関する協定書案については、可決といたします。

議題(15) 議案第24号 平成27年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について

【山口委員長】 続きまして、議案第24号、平成27年度国立市立小・中学校の教育課程の受理についてを議題といたします。

荒西指導主事。

【荒西指導主事】 それでは、議案第24号、平成27年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について、説明いたします。

平成27年3月5日から3月12日までの間に、国立市立小・中学校の全11校から届出がありました。12月に実施いたしました教育課程編成の届出説明会において、平成27年度の教育課程編成の重点として、以下の3点を示しました。

1点目は、いじめや自殺防止、それから、防災教育といった、いのちの教育の充実です。2点目は、問題解決的な学習を重視した授業改善です。3点目は、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育の推進と校内体制の整備です。

これらの重点を踏まえて作成された教育課程が、資料にある図示でございます。今回の教育課程の届出で、特に留意した点は、これまで網羅的に表記されがちだった点を見直しまして、各学校が、特に力を入れて取り組んでいくことが明確になるようにした点でございます。

それでは、各校の教育課程の内容を1枚ずつ説明してまいります。膨大な量になりますので、各校からの説明をもとに、平成27年度、特に力を入れて取り組んでいくポイントを絞ってご紹介させていただきます。詳細につきましては、先ほどお示した原本の写しをごらんください。

なお、これからご説明する内容につきましては、キーワードをまとめたものを、議案の鑑文の次にご用意いたしましたので、ご参照いただければと思います。

初めに、国立第一小学校です。本校のキーワードは、「体力向上」、「学力向上」、そして「インクルーシブ教育システム」です。

1点目、「体力向上」については、「なかよしタイム」を中心とした年間を通じた体育的活動に取り組んでまいります。短縄跳び、長縄跳び、持久走をバランスよく配置して、年間を通じた体力向上を図ってまいります。

2点目、「学力向上」については、教員の授業力向上、こちらに、特に力を入れて進めてまいります。主な手だては、校内研究及び校内OJTの充実です。校内研究では、今年度に引き続き、年間予定の中に、「研究デー」を設けて、授業アンケートや模擬授業、それから、研究授業後の振り返り等を行います。また、OJTは、主任教諭と若手教員から成る二、三名の小グループを編成して行います。共通の指導案（略案）を用いて、授業改善の視点を明確にするとともに、週に1時間は、授業を見合うような時間の確保も工夫してまいります。

3点目の「インクルーシブ教育システム」については、特に交流及び共同学習に力を入れてまいります。実施後に、その成果や課題を組織で検討する検討委員会を設けます。特別支援教育校内委員会も関係機関と連携を図りながら、これまで同様に充実させてまいります。

続きまして、国立第二小学校です。本校のキーワードは、「自己肯定感」、「花と絵と音楽と水」、そして「地域コミュニティ」です。

1点目、「自己肯定感」については、まずは、問題解決的な学習を重視した授業づくりにより、児童が主体的に学んで自信をつけることができるように取り組んでまいります。また、1年生の学校不適應未然防止を図るために、新たに、スタートプログラムというものを整えます。これにより、経験の差によることなく、どの担任でも、確実に就学期の指導が行うことができるようにしてまいります。わかりやすく整った環境整備など、インクルーシブ教育システムに係る内容についても、共通理解のもとで進めてまいります。

2点目、「花と絵と音楽と水」については、引き続き、屋上、花壇、ピオトープ、校内ギャラリー、そして金管バンドを充実させるとともに、校庭の芝生を有効活用して、体力向上に資する取り組みを実施してまいります。

3点目、「地域コミュニティ」については、新たに、「二松ウィーク」を実施いたします。家庭と連携して、個に応じた指導の充実を図ることを目的として、年間4回実施いたします。地域の教育力を活用した二松クラブのほうも、継続してまいります。

続きまして、国立第三小学校です。本校のキーワードは「問題解決的な学習」、「体力向上」、そして「家庭・地域との連携」です。

1点目の「問題解決的な学習」については、今年度、市の研究奨励校として取り組んだ研究を基盤に、思考力、表現力をさらに高める取り組みを、全学年で実施してまいります。

2点目、「体力向上」については、都のオリンピック・パラリンピック教育推進校に指定されたことを受けて、推進校としての取り組みを充実させてまいります。体育の授業をサポートする時間講師も配置することができるようになりましたので、授業の内容のさらなる充実を図ります。また、今年度、初めて取り組んで継続について検討していた、週に1度の30分間のロング中休みですが、こちらについては、児童へのアンケート調査の結果から、運動遊びを行うよい機会となっていると判断しまして、来年度も実施いたします。

3点目、「地域・家庭との連携」につきましては、特に今年度、学校関係者評価委員会の方に授業参観や児童と直接交流をする時間を設けたところ、大きなご理解を得られることができたということがありましたので、来年度も実施してまいります。

続きまして、国立第四小学校です。本校のキーワードは「授業力向上」、「心の教育」、そして「安全教育・防災教育」です。

1点目、「授業力向上」については、市の研究奨励校として、算数科について研究を深めます。学習の進め方や学習形態などを共通理解できるように、「四小スタンダード」というものを確立し、平成28年度には、その成果を研究発表会で紹介し、他校に広める予定です。また、教科担任制も継続してまいりますので、引き続き、日々の振り返りを通して、みずからの授業力の向上を図ってまいります。

2点目、「心の教育」については、まずは、いじめに対する取り組みに力を入れて取り組んでまいります。今年度の反省も踏まえ、学校いじめ防止基本方針をもとに、組織的に取り組んでいくとともに、これまで以上に、教員間の情報共有を密にして、未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。また、道徳の時間の授業力向上も目指します。道徳教育推進教師が師範授業などを行い、道徳における授業スタイルを共通理解し、学校全体で、授業の質を向上させてまいります。

3点目、「安全教育・防災教育」については、交通事故のあった今年度の反省も踏まえて、年間計画を通じて確実に実施してまいります。地域防災訓練については、今年度初めて実施いたしましたので、市の防災課、地域住民、保護者と連携して、改善を図ってまいります。

続きまして、国立第五小学校です。本校のキーワードは、「授業改善」、「人権教育」、それから「50周年」です。

1点目の「授業改善」につきましては、各校と同じく引き続き、問題解決的な学習課程を重視した授業づくりに、全学年で取り組んでまいります。これまでの研究の成果である、「くにごメソッド」については、異動してきた教員にも時間をかけて周知し、全教員で研究の成果を生かした教育活動を展開してまいります。教員の研修、研究の時間を確保するための校務改善にも、引き続き力を入れて取り組んでまいります。

2点目、「人権教育」については、人権課題を位置づけた年間計画を作成し、意図的、計画的に道

徳教育を推進してまいります。来年度は、法務局から指定を受けて、「人権の花」の取り組みも実施してまいります。人権メッセージの発表会では、つくし学級の児童が発表する予定です。

3点目、「50周年」については、来年度が節目の年となりますので、児童が、歴史と伝統に思いをはせ、新たな歴史の担い手となるよう自覚を高めさせる指導を行ってまいります。その他の学校行事についても、その意義が児童にしっかりと理解できるように働きかけ、学校の一員としての誇りや連帯感を持たせることで、50周年の取り組みが生きるようにしてまいります。

続きまして、国立第六小学校です。本校のキーワードは、「学力向上」、「特別支援教育」の充実、そして「音楽の充実」です。

1点目の学力向上については、校内研究において、国語科の研究を進めてまいります。今年度、教員が理解を深めた単元を貫く言語活動。こちらに、全学年で取り組んでいくほか、国語科の基盤となる力を身につけられるように、音楽や文章を書く機会も、計画的にふやしてまいります。

2点目、「特別支援教育」については、これまで以上に校内委員会を充実させ、組織的な取り組みを推進してまいります。スクールソーシャルワーカーや医療との連携を密にし、児童や家庭の困り感に対する支援も、充実させてまいります。

3点目、「音楽の充実」については、豊かな情操を養うために、伝統音楽の学習に力を入れてまいります。歌声あふれる学校を合言葉に、青少年音楽フェスティバルへの参加など、音楽文化に親しませるさまざまな取り組みを、実施してまいります。

続きまして、国立第七小学校です。本校のキーワードは「学力向上」、「家庭・地域との連携」、そして「環境教育」です。

1点目の学力向上については、来年度、市の研究奨励校として、2月に研究発表を行います。国語科の「話す・聞く」の領域を柱に、自分の考えを持ち、伝え合う児童の育成を図ります。また、算数の習熟度別指導にも、力を入れてまいります。

2点目、「家庭・地域との連携」については、地域人材を活用した授業を積極的に取り入れます。そして、学校の様子や学校の考えを発信すべく、学校だよりや学年だよりに加えて、「校長室だより」を発行しまして、家庭、地域の理解を得られるようにしてまいります。学校ホームページは、今年度後半に、毎日のように更新しておりましたので、平成27年度も最新の情報を公開できるようにしてまいります。

3点目、「環境教育」については、校庭や校舎内の自然観察学習の場を設けるとともに、「自然だより」を発行し、児童の環境についての見方や考え方を育ててまいります。

国立第八小学校です。本校のキーワードは、「特別支援教育の充実」、「いじめ問題対策」、そして「研究奨励校等」です。

1点目、「特別支援教育の充実」については、固定設置校である利点を生かして、教材や指導のノウハウの一部を、必要に応じて通常学級においても活用できるようにしてまいります。

2点目の「いじめ問題対策」については、策定した学校いじめ防止基本方針を踏まえて、取り組みの充実を図ってまいります。早期発見、早期対応の取り組みの一つとして、それから、未然防止の取り組みの一つとして、スクールカウンセラーによる全員面接を、通常ですと5年生に行うのですが、加えて6年生においても、実施をしております。

3点目、研究奨励校等については、都の教育委員会から、引き続きオリンピック・パラリンピック教育推進校、それから、言語能力向上拠点校の2点を引き受けることになっております。さらに、2

年間の市の研究奨励校の指定も受けておりますので、理科、生活科の授業研究を中心に、自分の考えをわかりやすく表現できる児童の育成を目指しております。

続きまして、国立第一中学校です。本校のキーワードは「グローバル化の視点」、「インクルーシブ教育システム」、そして「思いやる心」です。

1点目の「グローバル化の視点」については、今年度3年生が行った一橋大学の留学生との交流活動を拡大いたします。また、総合的な学習の時間の年間計画を再編して、日本の伝統文化理解教育にも積極的に実施してまいります。外国語科の授業においては、加配教員を活用して、新たに、少人数指導を実施して、生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図ってまいります。

2点目の「インクルーシブ教育システム」については、交流及び共同学習について、個に応じた計画を作成していくとともに、特別支援学級の在籍生徒が、通常の学級でも授業を受ける際に、授業者との連携を密にして、必要な手だてを講じてまいります。

3点目、「思いやる心」については、学校全体のテーマとし、道徳の時間や学校行事を中心に、全ての教育活動で育んでいけるよう、教員の共通理解を図ります。生徒同士が支え合うスクールバディの取り組みも、3年目を迎えますので、活性化するように支援してまいります。

国立第二中学校です。本校のキーワードは、「学力向上」と「心の教育」です。

1点目、「学力向上」については、計画的に取り組む校内研修とOJTにより、教員の授業力の向上を図ります。また、来年度は、特に家庭学習に対する支援を充実してまいります。各学年で手だてを考案するとともに、「1ページノート」など、学校全体で取り組む内容についても検討してまいります。

2点目の「心の教育」につきましては、今年度に引き続き、自己肯定感をテーマとした校内研究を中心に進めてまいります。4人組を基本としたグループ学習を中心に、誰もが聞き合い、学び合える関係づくりを目指してまいります。例年、生徒の大きな成長の場となっている運動会や合唱コンクール、修学旅行などの学校行事も、実行委員会の取り組みを中心に充実させて、豊かな人間関係を築く力等を、育成してまいります。

国立第三中学校です。本校のキーワードは、「論理的思考力」、それから「インクルーシブ教育システム」です。

1点目の「論理的思考力」については、今年度の研究の成果と課題を踏まえて、特に、思考したことを話したり書いたりする表現力の育成を図ります。OJTを、引き続き推進して、日々の授業改善なども進めてまいります。

2点目の「インクルーシブ教育システム」については、今年度再開級したA組の指導の充実を図ってまいります。特別支援学級でのノウハウを生かして、通常の学級における、誰もがわかりやすい授業についても、共通理解を図ってまいります。

次に、特別支援学級でございますが、こちらについては、各校の特別支援学級において、基本的には通常の学級の内容を踏まえた教科課程の編成となっております。今、ご紹介してきた各校のキーワードについて、特別支援学級においても、可能な限り取り組んでまいります。特に平成27年度は、どの学級も交流及び共同学習に力を入れて取り組んでいきます。一人一人の状況に応じ、個別に通常の学級に授業参観する取り組みについては、通常の学級の担任と連携を図りながら、これまで以上に、実施していく方向でございます。

各校の教育課程の説明については以上なのですが、最後に、国立市立学校の管理運営に関する規則

の第3条に定められている学期の期間については、平成27年度も、中学校が2学期を3日間早めて実施いたしますので、本教育課程届をもって、校長からの申し出を受けたということにいたします。

また、同規則の第4条の2項に定められている休業日に授業を行う際、例えば、土曜の授業公開や、運動会、それから各休業日中の野外体験活動など、こちらについても、教育委員会の許可として、本教育課程をもって届出を受けることといたします。

説明は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【山口委員長】 ありがとうございます。

これからの1年間において、11の学校と特別支援学級とをあわせて、ご説明いただきました。最後に、授業の期間というのですか、中学校に関しての学期の変更は、この教育課程の届出をもって受理といたしますか、許可をするということに、ことしから、そのようになっているということです。

ご質問、ご意見はございますか。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 土曜日授業は、各校少し違いがあるみたいですが、何か基準のようなものはあるのでしょうか。

【山口委員長】 荒西指導主事。

【荒西指導主事】 土曜日の授業公開につきましては、小学校については、年間8回程度ということで、学校の実情に応じて選択しています。そのうち4回は、公開するように指示をしています。

それから、中学校におきましては、学期に1回程度ということで、教育課程届出説明会の中で説明をしているところです。

以上です。

【高橋委員】 小学校は年間8回、中学校は学期に1回程度。なぜ、年間と言わないのですか。

【荒西指導主事】 年間でいうと、3回です。

【高橋委員】 それは、算数でわかるけれども、なぜ、そのように分けるのですか。

【山口委員長】 荒西指導主事。

【荒西指導主事】 校長会等のときもお話を差し上げて、年間3回、学期に1回程度というのが、妥当なところであろうというようなお話し合いを受けて、年間3回、学期に1回という形で進めさせていただいています。

【高橋委員】 学期のバランスよくということが、あるのでしょうか。わかりました。

【山口委員長】 ほかにいかがですか。

城所委員。

【城所委員】 感想になります。

これほどのボリュームあるものを、わかりやすく説明していただいて、ありがとうございました。

毎年、春にいただくのですけれども、ことしは、要点をつけていただいたので、中を読んでいくときに、この要点に沿って読ませていただいたので、いつもよりとても読みやすく各校を見せていただきました。公立の学校なので、やることを平たくするところは、一緒な感じなのですが、それぞれの校長先生のお考えやキャラクターなど、いろいろと要点に上がってくるという感じがしています。そして、地域の特性などもあると思うのですが、ぜひ、この要点で1年間進めて、よかった点など、使えるところはどんどん各校で交流していただいて、広げていただければいいというように思

いました。

それから、細かいことですが、一つ言葉がわからなかったのが、教えていただきたいところがあるのですけれども、四小の届出の1ページ目に、体育の授業の中で使う言葉なのですか、「コーディネーショントレーニング」という言葉があるのですけれども、少し説明していただければと思います。

【山口委員長】 四小の教育課程の届出の一番下のところですね。

【城所委員】 そうです。1枚目の一番下のあたりのところから、何回か出てくるのですけれども。

【山口委員長】 荒西指導主事。

【荒西指導主事】 この「コーディネーショントレーニング」というのは、東京都が、昨年度から特に重視して全校で取り組めるように準備を進めているものでございまして、簡単に言うと、子どもの運動能力を獲得する力を身につけるとい運動です。

具体的に言いますと、科学的に立証された一つの動きを、子どもが意識的に動かすことによって、その次に学ぼうとする運動能力を獲得する力が身につくということなのです。例えば、ソフトボール投げなどは、統計データで出ているのですけれども、1回投げてみてはかって、その後、コーディネーショントレーニングの時間をとって、その後もう一度、全く投げる練習をしていないのだけれども、もう1回投げてみると、距離が伸びるといったことが出ているのです。ですので、これについて、東京都がこれから推奨していこうというようにしておりまして、それに合わせた形で、国立第四小学校は、先行的に取り入れていくというスタンスでやっしていこうと考えているところです。

【城所委員】 ありがとうございます。

【山口委員長】 高橋委員。

【高橋委員】 関連していいですか。

そのトレーニングは、冊子か何かになっているのですか。それとも、ホームページで公開しているのですか。

【山口委員長】 荒西指導主事。

【荒西指導主事】 「JACOT」というコーディネーショントレーニングを、東京都から請け負っている法人があるのですけれども、そちらのホームページに、情報は詳しく載っております。また、そちらから発行されている冊子は、まだ一般的には広まってはいないのですけれども、教職員のほうにはあるというような状況です。

【山口委員長】 三浦指導担当課長。

【三浦指導担当課長】 では、補足します。体育の専門の指導主事が、少し専門的な話をしたのではないかと思うので、そもそもは、自分の体をコーディネートする力をつけようということなので、例えば、人間が年をとっていくと、小さな段差にもつまづくようになる。その段差を見て、その段差の距離を、自分の中でコーディネートする、3センチ上げればいいというコーディネートができなくなって、2センチしか上がらずに転ぶというところから始まったトレーニングで、自分の体を、どうやってコーディネートする、体感からコーディネートしていくという力を身につけようということが、小さいころからやったほうがよりよいだろうということで、学校現場においてきているものですので、学校だけではなくて、いろいろなところで取り組まれている内容です。

【高橋委員】 それは、ぜひ見たいです。

何か、年齢制限はあるのでしょうか。特にないですか。

【荒西指導主事】 特にないです。

【山口委員長】 考え方としては、今の三浦指導担当課長の話ですと、全ての人ということになる。もしかしたら、高齢者が多い日本の社会にとって必要なことからスタートして、介護予防的な考え方で始まったのを、児童・生徒にも取り入れるということなのかもしれないですけども、とても興味があります。

【高橋委員】 大変わかりやすい説明でした。ありがとうございました。

【山口委員長】 ほかには、いかがでしょうか。

是松教育長。

【是松教育長】 全体的に、体力、学力向上をしっかりと掲げながらも、いじめ対策を初めとする心の教育にも、しっかり取り組んでいただく教育課程になっていると思います。何より、インクルーシブ教育なども幾つか重点に挙げていただいて、共同交流学习等も進めていくというような内容になっていること、それから、地域の方々と協力したたくさんのイベントや体験活動も、織り込んでいただいています。

また、これまでどちらかという少し消極的だったのですが、平和学習、平和教育についても、被爆者体験ということの授業等もたくさん取り入れている学校もあるようでございまして、全体的に国立市の教育委員会の教育方針に沿った教育課程を、しっかり組んでいただいたというように思っております。

そうした中で、幾つか質問ですが、第二小学校の「スタートプログラム」と冒頭には書かれているのですが、「スタートカリキュラム」という言葉が出てきているので、少し言葉の整理をしていただいたほうがいいのかということと、今回幾つか、学校としての個別学習の中で、いわゆる放課後、あるいは夏休み等の補習について触れているところがあります。

例えば、第二小学校の「二松ウィーク」というものがありますが、これは、第二小学校の4ページ目のところの第2表 3に、「『家庭と連携して、個に応じた指導の充実のための取組』として、年4回（各1週間）を二松ウィークとし、学年や学級の実態に応じて、授業参観をもとに、家庭訪問、個人面談、スキルアップのための補習等の取組を行う」とあります。

それから、第五小学校です。こちらも、第2表に「サマーセミナー」というものが出てきたのですが、「豊かな学び及び児童の知的好奇心を促す取り組みとして夏休み学習教室（サマーセミナー）を行う」ということですね。

それから、ざっと見た限りなのですが、第二中学校でも、補習を、これは、2表のところになりますが、特色ある教育活動のところに、「夏季講習や放課後の補習教室を組織的・計画的に実施し、生徒の学習習慣の定着を図る。また、外部人材を招いた補習教室を土曜日（不定期）に開催する」というように、幾つか補習の動きを入れてありますが、このあたりの内容が、もう少し具体的にわかれば、各校の取り組みを教えてくださいたいのと、他校においては、こういう取り組みは、同じようにあるのかどうかということ、少し教えてくださいたいと思います。

【山口委員長】 荒西指導主事。

【荒西指導主事】 各校の補習の具体的な取り組みについて、説明を受けているものを、お話しします。

まず、「二松ウィーク」ですけども、こちらについては、メインの目的としては、補習という

ことで、面談等で明らかになったり、学力テストなどの結果等を踏まえて、ご家庭と相談し、補習等を行っていくというような考え方をしているところです。五小の「サマーセミナー」については、どちらかという、興味、関心に応じた、参加というようになっておりまして、学校が、さまざまな地域と連携してプログラミングしたものについて、希望者が参加していくといったセミナーです。

二中の夏季講習は、こちらが補習ではあるのですが、こちらは、希望者が参加をし、いろいろなところの、国立高校の学生などが、補習のお手伝いに来ていただけるような体制をとって、充実を図っているということです。

今回、これが重点だということで、ここに示されてはおりますけれども、各校、夏休みに入ったところで、例えば、小学校でいうとプール指導の裏で補習を行うなど、そういったことを、学校ごとに設定して行っておりますので、どの学校も、補習等の時間、特に、夏季休業中などに実施しているというような状況でございます。

【山口委員長】 よろしいでしょうか。

【是松教育長】 小学校の場合は、これとはまた別に、放課後学習支援教室を、4校からさらに2校ふやして、行く行くは全ての学校でも行うということになっております。それは、教育委員会サイドで、外部の方の力をかりて行う内容ですが、おそらく、直接教員が、みずからこのような補習に協力をして指導をしていくということだと思っておりますので、非常に素晴らしいことだと思いますが、あまり、各校差があって、あちらの学校はやってくれているのに、こちらの学校はやってくれないというのがあったらということでお伺いしたのですが、各校、ここになくても、個別補習等の機会をつくって取り組んでおられるということで、了解いたしました。

【高橋委員】 これは、各学校で、手弁当でやっているということでしょうか。

【山口委員長】 荒西指導主事。

【荒西指導主事】 基本的には、勤務時間内の中で、夏季休業中などに実際に行って、中学校でいうと、早朝の補習ということもやっているケースがありますけれども、これについては、勤務外の時間などになってはいますが、勤務時間内にできるだけしていくようになっているのではないかと思います。

【山口委員長】 その中で取り入れられて、やれているのですか。

【山口委員長】 三浦指導担当課長。

【三浦指導担当課長】 先ほどの話にもありましたが、土曜補習については、先ほど二中の例が挙がりましたがけれども、今年度は、2月の都立の一般入試の直前の土曜日に、希望者を集めてということで、取り組みまして、その成果を踏まえて、来年度またやってみようということです。これに関しては、希望する子どもが集まる場所に、意気を感じている教員が来て指導するという形になっていきます。

【山口委員長】 よろしいですか。

高橋委員。

【高橋委員】 関連していいですか。

アフタースクールサポートのアンケート調査を見ると、少し残念だという声がありました。参加して効果がなかったというのもあったので、真面目にやっているのかという気持ちも、受けるほうにありました。ぜひとも、荒西指導主事のほうで、この実態などを、大きく取り上げるということは、おそらくできないと思いますので、各学校で、これだけやりました、成果と課題があります、ま

た、やってよかった、受けてよかったなどという声も、ぜひ、記録してもらっていただくと、国立市の学校としての実態を取りまとめていただくと、より私たちも様子がわかって、いいと思いますので、広げるなどということの前に、まず、そういう実態を把握したいというように思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

【山口委員長】 よろしくをお願いします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、いよいよこの課程に基づいてスタートを切っていくわけで、ともに見守りながら一緒に歩いていければと思います。

それでは、採決に入りたいと思います。

皆様、今質問等々出ましたけれども、ご異議がないようですので可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第24号、平成27年度国立市立小・中学校の教育課程の受理については、可決とさせていただきます。

【宮崎教育次長】 委員長、おおむね2時間たちましたが、もう少し案件があるのですが、続けてよろしいでしょうか。

【山口委員長】 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(16) その他報告事項 2)平成26年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業の報告について

【山口委員長】 続けてまいりたいと思います。

続きまして、その他報告事項2、平成26年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業の報告についてに移ります。

三浦指導担当課長。

【三浦指導担当課長】 それでは、その他報告事項の2、平成26年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業の報告についてをご説明いたします。

本日配付いたしました、カラー刷りのパンフレットをごらんください。

国立市教育委員会の今年度の重点的な取り組みは、表紙のサブタイトルにもあるように、連続性のある多様な学び場の充実になります。内容としては、平成25年度に設立した国立市学校支援センターが核となり、特別支援教育に関する専門性の高い特別支援教育アドバイザー、モデル事業の中では、合理的配慮協力員と呼んでおります、3名を各校に派遣し、実際の様子を参観した上でアドバイスを送り、児童・生徒の個別のニーズに応じた学びが進められるようにするものであります。

見開きになっておりますが、パンフレットの2ページから3ページを、ごらんください。下段の台形型に示している部分が、国立市立学校における「連続性のある多様な学びの場」になります。上段中央から伸びる矢印のように、先ほど説明した3名の特別支援教育アドバイザーが、オレンジ、水色、緑色に塗り分けた学びの場での支援を進めてきました。

オレンジ色ですが、特別支援学級で児童・生徒の障がいの状況に応じたグループや個別の指導を

推進することで、可能な範囲での教科や行事での交流及び共同学習を進めました。水色は、通級指導学級と通常の学級の担任等による指導で、実際の支援方法について障がいによる苦手さによる学習や生活への影響を少なくできるような配慮について、検討を進めました。具体的な支援方法については、後ほど、6ページ以降の事例をごらんください。緑色は、通常の学級でのスマイリーサポートを受けている児童・生徒への支援です。スマイリースタッフは、アドバイザーの訪問や、毎月の研修会を経て、学校が特別支援教育を進める上で欠かせない存在になってきました。スマイリーの支援状況についても、後ほど、28ページ以降の事例をごらんください。

モデル授業は、平成27年度が最終年になります。過去2年間の実績を踏まえ、国立市立小・中学校に通う障がいのある児童・生徒も、障がいのない児童・生徒も、ともに成長していけるよう、推進してまいります。

報告は、以上になります。

【山口委員長】 報告をいただきました。ご質問、ご意見など、いかがでしょうか。

私から、感想と質問が一つあるのですけれども。まず、感想ですが、非常にわかりやすく冊子がつくられていて、今のように、系統的にやられているというところがわかりやすく出ていると、感じました。それから、6ページ以降に事例報告の具体的なところがあるので、このような改良をして、こういうようになっていったというところで、うまくいっているところと、これからの課題が残っているところということで、とても参考になるのかと思います。そして、モデル事業としてやっているところというと、中間報告になると思うのですけれども、役に立つところがあるのかと思います。

私自身の質問といいますか、関心事でもあるのですけれども、これをやりながら、当該事業が、授業を受けられるようになって、成長していくという過程が書いてあるのですけれども、先ほどの教育課程にもいろいろと出ていたのですけれども、最後に、三浦指導担当課長も先ほど、障がいを持っているといわれている子どもたちと、そうでない子どもたちが、ともに学んだりなどというような場面の中で、クラスとしての成長ですか、そういう子どもがいるクラスのことです。それから、通級ですと、時々出て行って、戻ってきてということであると思うのですけれども、クラスとしての成長というのは、どのようなものなのかと、その中で、個々の子どもの成長という視点もあると思うのですけれども、クラスとしての成長もあるかと、私自身は特別に支援が必要な子どもがいて、みんながその子どもをサポートしていくということの中で、子どもたちがいる、まさに、このことが心の教育であると私自身は思うのですけれども、そのようなことはどうかと、そこがなかなか読み取れなかったものですから、そのことについて少し質問させていただこうと思います。

三浦指導担当課長。

【三浦指導担当課長】 今のお話しですと、十分な説明になるかはわからないのですが、一つの事例がありまして、18ページ、19ページのあたりの事例について、あまり細かい話になると、個人のところになっていくので、ざっくりとお話しをさせていただきますが、広汎性発達障害のある小学校5年生の事例です。これは、全校での大縄大会に向けたということで、この子の障がいの状況を踏まえた上で、担任などからのアドバイスを受けて、周りの子どもたちがいかにかわっていくかということに焦点を当てた取り組みですので、クラスの中にはさまざまところで苦手な友達がいる、その友達にどのように接したら、その子が動きやすくなるのか、暮らしやすくなるのか、学びやすくなるのかということについて、高学年ということもあって徐々に取り組んできている部分、実際の事例は低学年が多いので、担任配慮のところがとても多いのですけれども、学年が上に上がってくれば、

今お話しいただいたような状況が出てくるのかと思っています。

【山口委員長】 ありがとうございます。

私個人、視点の当て方を別にして、周りの子どもたちの成長度合いのようなものをどこかではかれると、実際にそれが行われるであろうというところで、とてもいいということを感じて持ちました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(17) その他報告事項 3)平成26年度国立市文化財指定・登録について(答申)

【山口委員長】 それでは、よろしければ、次に移りたいと思います。

その他報告事項の3、平成26年度国立市文化財指定・登録について(答申)に移ります。

津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 それでは、平成26年度国立市文化財指定・登録について(答申)につきまして、ご報告申し上げます。

1ページの答申文に記載していますとおり、平成26年度は、諮問時の候補のとおり、指定文化財としては、下谷保9号墳出土遺物63点、登録文化財としては、滝乃川学園鐘楼附鐘1棟となりました。

それでは、2ページをごらんください。平成26年度国立市文化財指定・登録理由書です。恐縮ですが、差しかえの資料をごらんいただきたいと思います。

まず、国立市指定文化財としての下谷保9号墳出土遺物です。下谷保9号墳は、平成21年6月に実施された道路改良工事に伴う試掘調査で確認された、6世紀末から7世紀前葉の河原石積横穴式石室の古墳であり、玄室から、直刀1振、鉄鏃10点、刀子2点、毛抜き1点、器種不明金具1点が出土されました。また、床面覆土から、滑石性丸玉9点、ガラス製丸玉25点、人骨歯牙14点が採取されました。下谷保9号墳は、出土遺物から、下谷保古墳群の中でも最も古い段階に位置づけられ、非常に貴重な資料群です。なお、参考資料として、出土遺物の写真データ等を、3ページから6ページまで、下谷保古墳群の分布図を、8ページにつけております。

次に、国立市登録文化財としての滝乃川学園の鐘楼です。滝乃川学園が、巣鴨から谷保村に移転した翌昭和4(1929)年11月3日に完成した鐘楼で、本館と聖三一礼拝堂とともに、谷保における滝乃川学園草創期からの建造物です。鐘楼は老朽化したため修理しておりますが、柱等は創建当時のものです。構造は方一間、二重の宝形造り、鉄骨造です。鐘楼の写真データが、10ページにございますが、青銅製で、鐘楼正面に向かって左側面に先が広がる十字と、「贈 日本聖公会東京教区 1954.12.25」との銘があります。サイズは口径36.5センチ、高さ30.0センチで、英国ウェストミンスターの寺院の鐘と同じ製造会社の特注品といわれております。本件は、本館、聖三一礼拝堂とともに、創立の精神を象徴する、非常に貴重な建造物です。

以上が平成26年度国立市文化財指定・登録についての答申となります。

【山口委員長】 ありがとうございました。

ご報告をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(18) その他報告事項 4)市教委名義使用について(2件)

【山口委員長】 では、続きまして、その他報告事項4、市教委名義使用についてに移ります。
津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 では、平成26年度2月分の教育委員会後援等名義使用についてです。
お手元のとおり、承認2件でございます。

まず、西多摩カッパ友の会主催の「劇団カッパ座西多摩公演（等身大人形劇）」です。幼児から大人までを対象に、人形劇を通して「思いやり」、「平和の心」を身につけることの大切さを伝えることを目的とし、人形劇「みにくいアヒルの子」の公演を、平成27年7月18日13時30分より、たましんR I S U R Uホールにて開催します。入場料は、3歳以上小学生以下は1,100円、中学生以上は1,600円となっております。

2番目は、公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団主催の「日本フィル夏休みコンサート2015」です。音楽を日常的に楽しむ習慣の定着や、音楽文化発展に寄与することを目的に、平成27年7月22日14時より、府中の森芸術劇場にて、フル編成のオーケストラの演奏、音楽とバレエを組み合わせた演出、参加者も含めた合唱の3部形式でコンサートを開催いたします。入場料は、S席5,200円、高校生以下3,200円、A席4,200円、高校生以下2,500円、B席3,200円、高校生以下1,800円となっております。

以上2件につきまして、教育委員会で審議をし、妥当と判断をいたしましたので、こちらの名義使用については、承認をいたしました。

【山口委員長】 ご説明をいただきました。ご質問、ご意見等いかがですか。
よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

【山口委員長】 ありがとうございます。

それでは、秘密会以外の審議案件は、これで全て終了いたしました。時間が長くなりかけましたが、ご協力ありがとうございました。

ここで、次の教育委員会の日程を決めておきたいと思います。どのようになりますか。

宮崎教育次長。

【宮崎教育次長】 4月は、通例の第4火曜日の4月28日火曜日、午後2時から、場所はこちらの会場、教育委員室を予定してございます。

【山口委員長】 それでは、次回の教育委員会は、4月28日火曜日の午後2時から、場所はこちらの教育委員会室ということで、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

【山口委員長】 それでは、以上をもちまして、秘密会を除く会議を終了いたします。

傍聴の方々も長時間ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

午後4時01分閉会